

議案参考資料

[令和5年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

総務課 法制担当

議案名

議案第5号 桐生地域医療組合と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約の変更に係る協議について

趣旨・目的

「桐生地域医療組合と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約」(以下「事務委託に関する規約」という。)を変更するため、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生地域医療組合に対する審査請求における行政不服審査会事務は、組合と桐生市の間で事務委託に関する規約を定めて、桐生市において管理及び執行しております。

令和5年4月1日からの桐生地域医療組合規約の変更に伴い、事務委託に関する規約を次のとおり改めます。

	現行	変更案
規約の名称	桐生地域医療組合と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約	桐生地域医療企業団と桐生市との間における行政不服審査会事務の委託に関する規約
組合の名称	桐生地域医療組合	桐生地域医療企業団
長の名称	管理者	企業長

(事務委託に関する規約の施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

行政不服審査法により、地方公共団体は、処分の違法性及び不当性を審査する第三者機関(行政不服審査会)を設置することが義務付けられております。設置に当たっては、各団体の実情を踏まえ、単独での設置のほか他の団体への事務の委託等の方法が認められております。

令和4年第4回定例会(12月議会)において、桐生地域医療組合の名称及び組合規約の変更について議決いただきましたので、それに伴い事務委託に関する規約を変更するものです。